第７号様式（第９条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

平成　25　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

1. 政治団体の名称（ふりがな）　かみやまさいちだいさんちくこうえんかい　神山佐市第三地区後援会

2. 主たる事務所の所在地　埼玉県川越市仲町６－３

3. 代表者の氏名　新井　金作

4. 会計責任者の氏名　奥富　茂夫

事務担当者の氏名
奥富　茂夫
（電話）　０４９－２４３－１７４３

埼玉県 収受 26.6.-2 選挙管理委員会

収受		チェック	
松田		字引	6

一連番号
0751

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
2116802	25	1	0100	000	H26.6.2

異動
1 新規
2 修正
3 取消

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名
衆議院議員

公職の種類
神山　佐市

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

10 13

0	2	0	0

（その２）

収●支　の　状●況

1. 収支の総括表

	14		16	77 十億 百万 千 円 88
収入総額	0	1	0	0
（前年からの繰越額）	0	2	0	0
（本年の収入額）	0	3	0	0
支出総額	0	4	0	0
翌年への繰越額	0	5	0	0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億 百万 千 円
金額	0	6	0	
員数	0	7	0	人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	REC No.			金額 十億 百万 千 円	備考
(ア) 個人からの寄附	0	8	0		
（うち特定寄附）	0	9	0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0		
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)	1	2	0	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	1	3	0		
イ 政党匿名寄附	1	4	0		
合計 (ア＋イ)	1	5	0	0	

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 6 月 2 日

政治団体の名称　神山佐市第三地区後援会

会計責任者の氏名　奥富　茂夫　

※　代表者の氏名　　印

※　**解散**の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

政治資金監査報告書

平成２６年５月２９日

神山佐市第三地区後援会
代　表　　新　井　金　作　　殿

登録政治資金監査人　南雲長太郎
登　録　番　号　　第　３９０６　号
研修終了年月日　　平成２３年４月２２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、神山佐市第三地区後援会の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細者、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、神山佐市第三地区後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると南雲長太郎が判断したため、有限会社神山の事務所（埼玉県富士見市針ヶ谷２丁目１０番地１１）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、神山佐市第三地区後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

{２} 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

神山佐市第三地区後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、神山佐市第三地区後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上